

はじめに

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。

本校は、これまでも、「いじめは絶対許さない」とし、学校、家庭、地域が連携していじめの防止と対策にあたってきた。

本いじめ防止基本方針は、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）を受けて、児童の尊厳を保持する目的の下、市、学校、家庭、地域その他の関係機関が連携し、いじめ問題の克服に向けて取り組むよう、法第12条の規定に基づいて、いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処のための対策を総合的かつ効果的に推進するために策定した。

第1 いじめ防止等のための対策の基本的な姿勢

1 いじめ防止等のための対策に関する基本理念

いじめ防止等のための対策は、「いじめはどの学校にも、どの子供にも起き得る」という基本認識の下、児童が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、法に沿って組織的に対応し、いじめがなくなることを目指して行っていく。

2 いじめの定義

(1) 法第2条に規定されているいじめの定義

(定義)

第2条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

【いじめ防止対策推進法】

- 「一定の人的関係」とは、当該児童が関わっている仲間や集団（グループ）の中の人的関係をいう。
- 「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。
- いじめの中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが必要なものや、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。

(2) いじめの認知に関する考え方

- (1) いじめは、社会性を身に付ける途上にある児童が集団で活動する場合、しばしば発生するものである。例えば、言い過ぎてしまい相手を傷付ける、自分勝手な行動をとって周囲の反感を買うなど、子供たちは、成長の過程で様々な失敗を経験するが、その中には、いじめに該当するものもしばしば含まれる。
したがって、一定数のいじめが認知されるのが自然である。
- (2) 初期段階のいじめは、子供たちだけで解決に至ることも多々あり、大人が適切に関わりながら自分たちで解決する力を身に付けさせることも大切である。しかし、いじめは予期せぬ方向に推移し、自殺等の重大な事態に至ることもあることから、初期段階のいじめであっても学校が組織として把握し（いじめの認知）、見守り、必要に応じて指導し、解決につなげていくようにする。

- 個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童の立場に立つようにする。
- いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、法第22条の「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」を活用して行う。
- けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が生じている場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するようにする。
- 法が定義するいじめに該当する場合であっても、その様態に応じて必ずしも「いじめ」という言葉を使わずに指導をする等、柔軟な対応を行うようにする。ただし、いじめには該当するため、他のいじめ事案と同様に取り扱うようにする。

3 いじめの理解

いじめは、どの子どもにも、どの学校にも起こりうるものである。とりわけ、嫌がらせ等の「暴力を伴わないいじめ」は、多くの児童が入れ替わりながら被害も加害も経験する。また、「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで、生命又は身体に重大な危険が生まれることを十分に理解していくようにする。

加えて、いじめの加害・被害という関係だけではなく、周りでいじめ行為をはやし立てたり、おもしろがったりする者や、暗黙のうちに傍観している者等、いじめの構造的な人間関係にも注意を払っていくようにする。

さらに、いじめは大人から見えないところで行われていることが多いことから、いじめが発見、認知されたときには、重大な事態に至っている場合があるということを理解した上で対処するようにする。

本校は、上記のいじめに対する定義や認知に関する考え方、いじめの理解の下、かけがえのない存在である児童一人一人が、安心安全な学校で「明るく楽しい学校生活」を送ることができるよう、いじめ根絶に向け、全教職員共通理解をもって教育活動に取り組んでいくこととする。

第2 いじめ防止等のための対策の基本的な取組

1 いじめの未然防止

根本的ないじめの問題の克服のためには、全ての児童を対象としたいじめの未然防止の観点に立った取組を充実させることが不可欠である。

本校では、道徳教育をはじめとする教育活動全体を通じて、生命や人権の尊重、規範意識の醸成、自主性や協調性の育成など、児童生徒一人一人の豊かな心を育む様々な活動を通して、いじめをしない、させない、許さない風土づくりに努めていく。また、いじめの背景にあるストレス等の要因に着目し、その改善を図り、ストレスに適切に対処できる力を育むようにする。これらの取組により、全ての児童生徒が安心でき、自己有用感や充実感を感じられる生活ができる学校づくりを進めていく。加えて、いじめ問題への取組の重要性についての認識を広め、家庭、地域、その他の関係機関と一体となって取組を推進するための普及啓発にも努める。

＜いじめの未然防止に関する取組＞（「喜沢小学校 3つの大切」を基に）

- ・規範意識を高める児童の自発的な取組
- ・児童が主体的に参画するいじめの防止に向けた方策の議論や、実行する取組の推進
- ・考え、議論する道徳教育を中心とした教育活動全体を通して、いじめが重大な人権侵害に当たり、決して許されないことを児童に理解させる指導の充実
- ・学ぶ喜びを味わえる授業の充実と学力の向上
- ・望ましい人間関係の形成を目指した豊かな体験活動の推進（宿泊体験活動、異学年交流等）
- ・インターネット等を介したいじめ防止に関する情報モラル教育の充実・徹底
- ・人権尊重の意識を高める人権教育や相談施設の周知等
- ・個々の児童の特性への教職員の理解促進と、特性に応じた適切な指導
- ・教職員、児童、保護者等の外国人児童等に対する理解促進
- ・性同一性障害や性的指向・性自認等のジェンダーについての教職員の正しい理解

2 いじめの早期発見

いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対処の第一歩であり、日頃から丁寧な児童理解に努め、些細な変化にも気づく力を高めていく必要がある。いじめは、大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけ合いを装って行われたりするなど、いじめと判断しにくい形で行われることを認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階からの的確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、積極的にいじめを認知するようにする。

「さ・し・す・せ・そ」の徹底

- | | | |
|--------------|----------|--------|
| （さ）最悪の事態を想定し | （し）慎重に | （す）素早く |
| （せ）誠意をもって | （そ）組織で対応 | |

※早期発見の基本

- ①児童のささいな変化に気づく。
- ②気づいた情報は確実に共有する。
- ③速やかに対応する。

※5W1Hを基本に共有

(いつ・どこで・誰が・誰と・何を・どのように)

※早期発見のために

- (1) 児童のサインを見逃さない
 - ①児童の学校での日常生活を通して、人間関係や力関係の把握に努める。
 - ②児童のつぶやきや会話、作文や日記等から、児童の生活状況や集団における人間関係の実態把握に努める。
 - ③定期的に全児童対象にアンケートを実施し、いじめについての把握に努める。
また、アンケート結果を受け適宜教育相談を行い適切に対応する。
 - ④児童の相談を軽視することなく、誠意をもって迅速・的確に対応する。
- (2) 教職員間の情報共有に努める
 - ①いじめ問題の重大性の認識、いじめの様態、原因・背景、具体的な指導上の留意点について共通理解を図る。
 - ②学級担任・養護教諭をはじめとする教職員は、知り得た情報を積極的に報告し、共有する。また、特定の教員が問題を一人で抱え込むことなく、報告・連絡・相談を確実にし、ケースによっては必要に応じて学校全体で対応にあたる。
- (3) 家庭・地域との連携協力の強化を図る
 - ①懇談会や教育相談、個人面談を活用して積極的に情報収集に努める。
 - ②「いじめ防止基本方針」の概要を懇談会や学校運営協議会等において説明し、情報提供や協力支援を依頼し、学校・家庭・地域の連携協力の重要性について理解を得る。

＜いじめの早期発見に関する取組＞

- ・児童理解、信頼関係づくり
- ・いじめに関する定期アンケートの実施
- ・相談窓口・相談機能の充実と教育相談の実施（さわやかトークタイム・SCとの教育相談）
- ・外部専門機関等との連携
- ・教職員同士の情報共有
- ・管理職及びいじめ問題等対策委員会への報連相
- ・教職員の研修

3 いじめへの対処

いじめがあることが確認された場合、いじめを受けた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を最優先に確保し、いじめたとされる児童や周囲の児童に対して事情を確認した上で、適切に指導を進める等、迅速かつ組織的に対応を行う。加害児童に対しては、当該児童の人格の成長を旨として、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。また、家庭や市教育委員会への連絡・相談や、事案に応じ関係機関との連携を進める。

- (1) いじめられている児童への対応
いじめられている側にも問題があるという考えで接しないようにする。
本人のプライドを傷つけず、共感的態度で話を親身に聴くようにするとともに日頃から温かい言葉がけをし、以下のように本人との信頼関係を築くことに努める。
 - ①秘密を守ること、守り抜くことを大前提として話し合う。
 - ②いじめの事実を把握し、味わった辛さや悔しさを受容し、共感的に理解する。
 - ③不安を除去し、安全確保に努める。
 - ④身近な大人へ相談することの重要性を伝えるとともに、自分への否定的な考え方やコンプレックスを改め、自己肯定感を高められる言葉かけに徹する。
 - ⑤不安を抱えている対人関係の回復を支援し、さらに自分への自信回復を支援する。
 - ⑥機会あるごとにコミュニケーションをもち、児童との信頼関係をつくる。
- (2) いじめている児童への指導
いじめ事案の内容・関係児童・その経過等について十分把握し、人権保護に配慮しながら、いじめが「人間として決して許されないこと」「犯罪行為とも解釈されること」ことを理解させ、直ちに止めさせなければならない。
その際、以下の点に留意し、内容によっては警察等とも連携を図る。
 - ①いじめの事実関係・きっかけ・原因・これまでの経過等の客観的情報を収集する。

- ②安全配慮義務に基づいて、事態に応じた適切な措置を講じる。
 - ③いじめを完全に止めさせ、二度としないことを約束させる。
 - ④いじめは絶対に許されない行為であることを徹底的に理解させるとともに、人権と生命の尊さを理解させる。
 - ⑤多くの教師の協力を得ながら、指導を継続し観察する。
 - ⑥学級活動を通して、役割や活動の場を与え、集団の一員であり大切な仲間であることを感得させ、児童同士及び教師との親しい人間関係、信頼関係をつくる。
 - ⑦いじめは、複雑な心の危機やストレスのサインと受け止め、本人の問題理解に努めるとともに、問題を繰り返させないように心の成長を促す。
- (3) 周りではやし立てている児童への対応
 自分で手を下すことがなくても、周りではやし立てる行為は、いじめる行為と何ら変わらない。はやし立てる行為から制止させる行為へ一人でも多くの児童を変容させることがいじめ根絶につながる。該当者には、以下の点を厳しく指導していく。
- ①はやし立てる行為は、いじめる行為と同等であり、決して許される行為ではないことを理解させる。
 - ②被害者の気持ちになって、いじめの首謀者と同様の立場であることに気づかせる。
- (4) 見て見ぬふりをする児童への対応
 望ましい集団生活を送り良好な人間関係を築くためには、いじめはあってはならない行為である。いじめの情報が入ったり、あるいはその行為を見たりしても、それを放置し見て見ぬふりをすることは、人間として恥ずかしい行為である。自分以外は無関心という心情から、他へ相談したり、制止したりしようとする心を育てることが重要である。
- ①いじめは、他人事ではないことを理解させ、当事者の気持ちを考えさせる。
 - ②いじめを知らせ、早く解決させる勇気をもたせる。
 - ③見て見ぬふりをする行為(傍観)は、いじめ行為や加担行為と同等であることに気づかせ、内省させる。
- (5) 学級全体への指導
 いじめをしない、させない、許さない風土をクラス全体につくり、クラス内の問題等を全員で解決していく学級づくりに努める。
- ①クラス内の身近な問題を取り上げたり、様々な新聞記事等を提供したりしながら、話し合いで、問題やいじめを考え、解決に向けて話し合える学級をつくる。
 - ②見て見ぬふりをやめ、情報を提供することが、いじめ根絶につながることを指導する。
 - ③自らの意志、良心によって行動できるように指導する。
 - ④いじめは絶対に許さないという断固たる教師の姿勢、気概を示す。
 - ⑤日頃から道徳教育の充実を図る。
 - ⑥学校行事等でのクラスの連帯感を育てるとともに、学級活動を通して好ましい人間関係づくりに努める。

<いじめ事案への対処に関する取組>

- ・実態把握から解消までの組織的な対応
- ・被害児童への支援
- ・加害児童への指導
- ・保護者との連携
- ・周囲の児童への指導
- ・教育委員会との連携
- ・家庭や地域との連携
- ・関係機関との連携

4 インターネットを通じて行われるいじめの対策

時代の趨勢に伴いICT化がますます進展し、スマートフォン等の所有率も年々上昇している。本校においても、校内でタブレット等の端末が1人1台使用できる環境が整った。家庭においても携帯電話やスマートフォン等を所有している児童の数は増加している。また、インターネットを有効に活用する反面、ネットからの各サイトへのアクセスも多種多様になり、そこに介在するネットいじめも多く存在する現状を直視する必要がある。そこで、学校における情報モラル教育の取組の推進を図るとともに、リーフレットを活用してSNSの利用に関する危険性の注意喚起を行い、児童生徒や家庭への啓発に努める。

(1) 児童たちが利用する機能・サイト

①ゲームのプロフィール欄

個人が自分のプロフィールを公開するサイト

②ゲームのオンラインチャット・ボイスチャット

情報交換や意見交換等のコミュニケーションなどを目的に、手軽に書き込みが可能なサイト。

③SNS

ソーシャルネットワーキングサービスの略。コミュニケーションや情報交換を目的とした会員制のサイトのこと。仲間内でIDやパスワードが必要になる。最近ではLINE、twitterやFacebook・Instagramが有名。DM（ダイレクトメール）でのやりとりができる。

(2) ネットいじめ防止に向けた取組

本校では、以下の取組を通して情報モラルの徹底を図り、いじめの防止策を講じる。

①児童に対して

(ア)総合的な学習の時間や各教科等を活用し、情報モラルについて具体的に指導する。その際、国や市の情報モラルに関する資料を有効に活用する。

(イ)学校における情報モラル教育の取組の推進を図るとともに、リーフレットを活用してSNSの利用に関する危険性の注意喚起を行い、児童や家庭への啓発を図る。

(ウ)ネット問題について、防犯教室（警察関係）や、民間企業の安全教室等を活用し、被害の具体を知り、関わらないためのモラル教育を推進する。

(エ)ネットいじめ等で悩んだり、知り得た情報を相談したりすることができる体制を整えるとともに相談しやすい環境づくりを行う。スクールカウンセラーへも気軽に相談できる生活環境をつくる。

(オ)学年ごとにネットモラル啓発DVD等を視聴し、話し合いの中で意識の深化を図る。

②保護者・地域に対して

(ア)上記講演会等に保護者の参加も呼びかけ、情報モラルへの意識化を図る。

(イ)様々なネットトラブルや被害を学校運営協議会や懇談会、PTAの会合等で発信する。

5 いじめ解消の定義

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

①いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、より長期の期間を設定するものとする。

②被害児童が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

いじめが解消に至っていない段階では、被害児童を徹底的に守り通す。また、いじめが「解消している」状態とは、あくまで、1つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至ったことをもって安心と考えてはならない。いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、学校の教職員は、当該いじめの被害児童及び加害児童については、継続的に注意深く観察するようにする。

第3 戸田市立喜沢小学校が実施する施策

1 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織の設置

(学校におけるいじめの防止等の対策のための組織)

第二十二条 学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。

【いじめ防止対策推進法】

いじめ対策推進法第22条に基づき、本校のいじめ防止の対策のために、「喜沢小学校いじめ防止対策委員会」を設置する。

【役割①】 学校全体でのいじめ防止対策の推進

- ・ 学校いじめ防止基本方針に基づき、年間指導計画の作成、実施、必要な見直し、校内研修を通じた教職員のいじめに係る資質能力向上
- ・ いじめの未然防止、早期発見に係る取組
- ・ いじめの疑いに関する情報や問題行動等に係る情報の収集と記録、共有
- ・ 事実官益の確認を踏まえたいじめの認知、解消、重大事態の判断
- ・ いじめに対する指導支援方針の検討、改善
- ・ いじめの相談、通報の窓口として情報の収集
- ・ 定期的な学校基本方針の点検・見直し
- ・ 月に1回のプロジェクトでの情報交換、「心のアンケート」結果の報告、検討を通しての共通理解、共通行動

学校対策委員会

管理職・主幹教諭（教務主任）・生徒指導主任・養護教諭・道徳主任
人権教育主任・教育相談部主任・学年主任・担任
（スクールカウンセラー）（スクールサポーター）

※校内の児童支援指導委員会を母体とし、学校の実情を踏まえて校長が定める。
※速やかに事案に対処する必要がある場合には、少人数で開催することも可能とする。

【役割②】 重大事態調査を学校が行う場合の調査組織

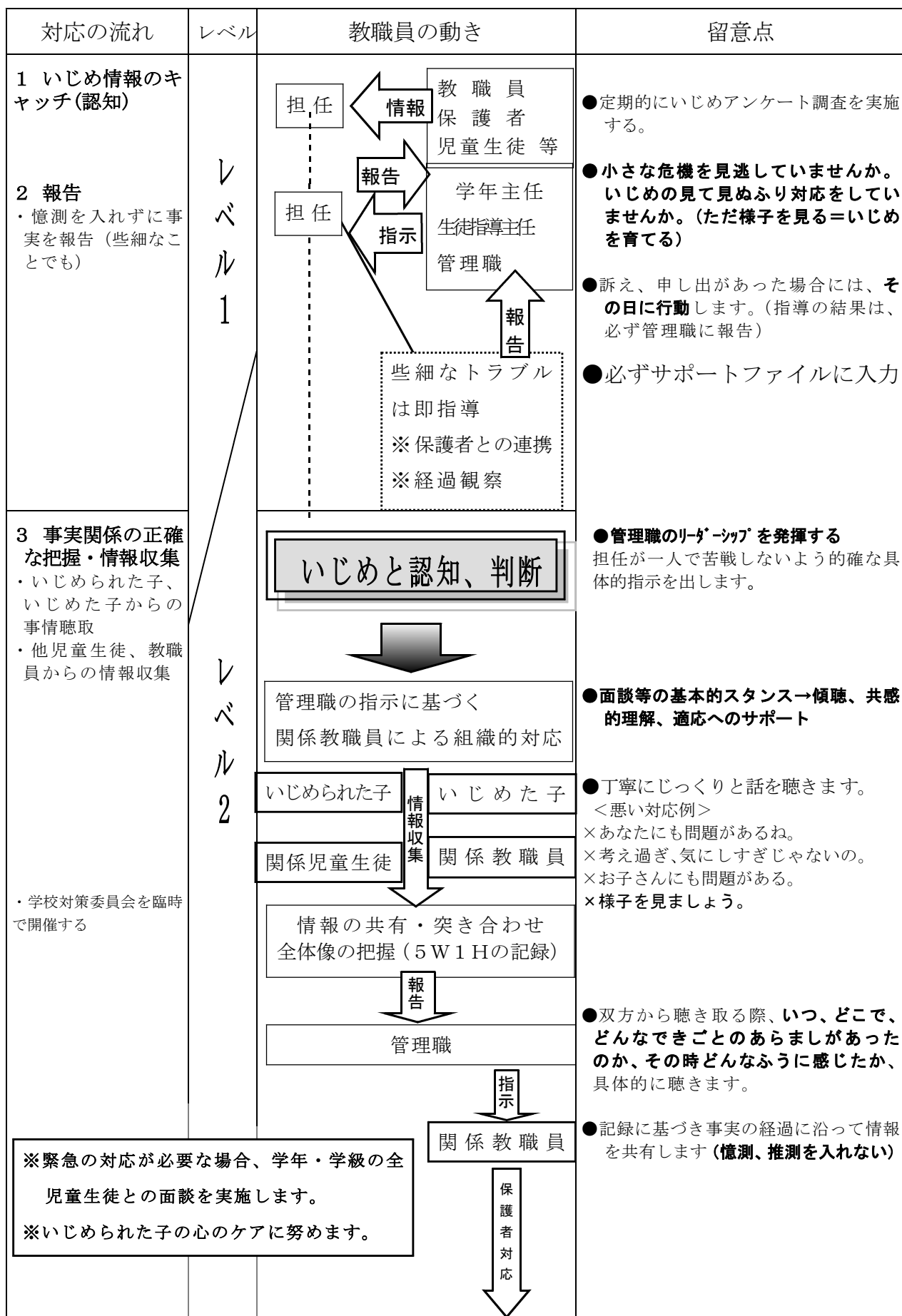
- ・ 学校主体で重大事態調査を行う場合の調査組織として、詳細な事実関係の確認、学校等の対応の検証、再発防止策の提案
- ・ 児童や保護者に対する事前説明等の調査に当たって必要な対応

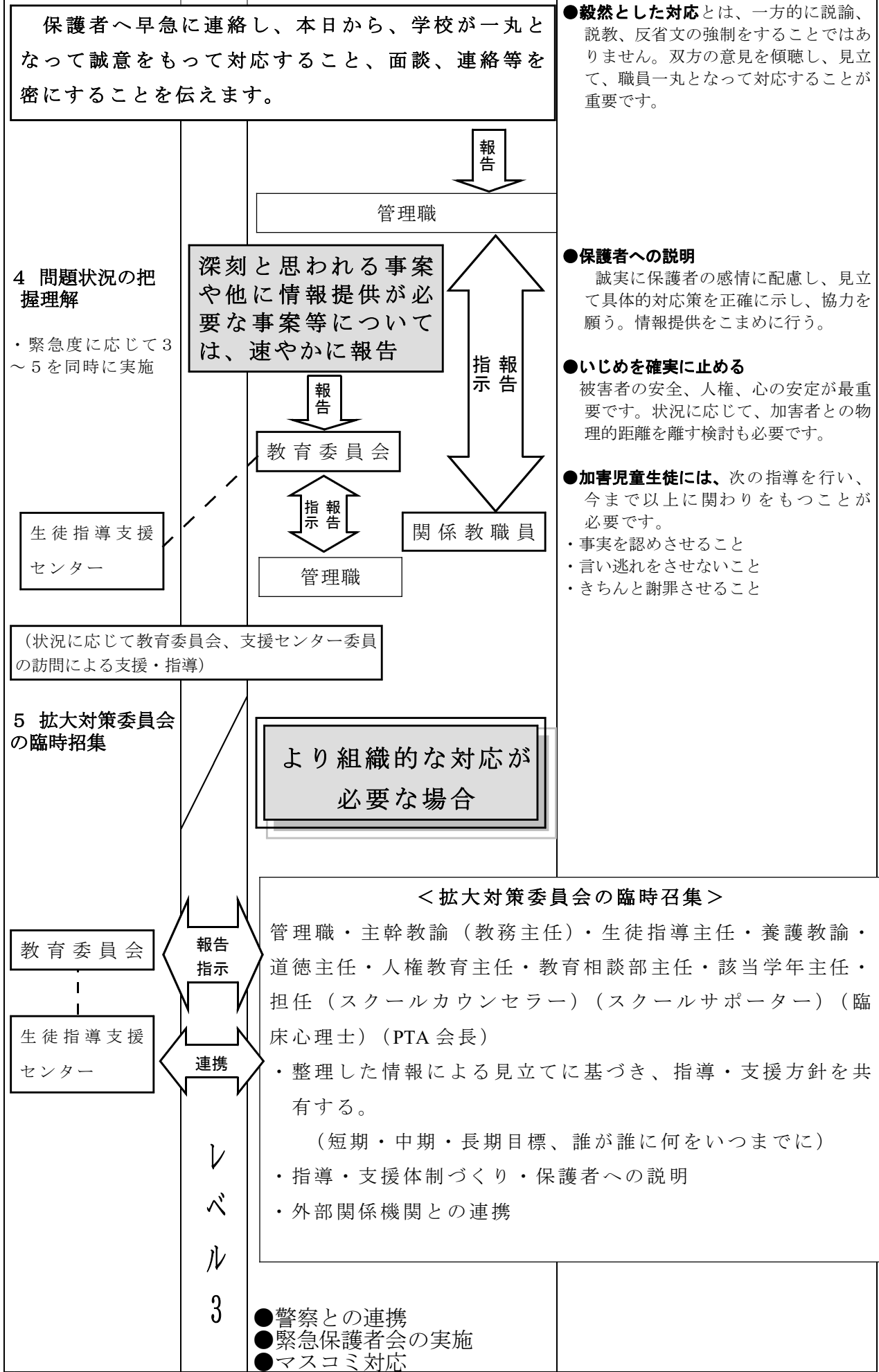
拡大対策委員会

管理職・主幹教諭（教務主任）・生徒指導主任・養護教諭・道徳主任
人権教育主任・教育相談部主任・該当学年主任・担任・スクールカウンセラー等に加え、戸田市立教育センター配置カウンセラーもしくは、他校の学校配置スクールカウンセラーを第三者的かつ専門家としてメンバーに加えた組織を構成し、重大事態の調査を行う。

2 いじめ問題にむけての校内フロー図

㊦ 最悪の事態を想定し ㊧ 慎重に ㊨ 素早く ㊩ 誠意をもって ㊪ 組織で対応





第4 重大事態への対処

1 重大事態とは

法第28条第1項において、次のとおり重大事態について定めている。

第五章 重大事態への対処

(学校の設置者又はその設置する学校による対処)

第二十八条 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態(以下「重大事態」という。)に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

2 学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。

3 第一項の規定により学校が調査を行う場合においては、当該学校の設置者は、同項の規定による調査及び前項の規定による情報の提供について必要な指導及び支援を行うものとする。

第一号の「生命・心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける児童の状況に着目して判断する。例えば、次のようなケースが想定される。

- 児童が自殺を企図した場合
- 身体に重大な傷害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合
- 精神性の疾患を発症した場合 等

第二号の「相当な期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、児童が一定期間、連続して欠席する場合には、上記目安にかかわらず、迅速に調査に着手する。

また、児童や保護者からいじめにより重大事態に至ったという申し立てがあったときは、調査をしないまま、いじめの重大事態ではないと断言できないことに留意し、重大事態が発生したものとして報告・調査等にあたる。

(1) 重大事態調査の目的

重大事態とは、“いじめにより重大な被害が生じた疑い”又は“いじめにより不登校を余儀なくされている疑い”がある段階を指しており、これらの疑いが生じた場合には、学校の設置者又は学校が、法の規定に基づき調査を行うこととなる。

この調査の目的については、国のガイドライン第1章第2節に記載されており、いじめにより対象児童が重大な被害を受けるに至った事実関係を可能な限り明らかにし、当該重大事態への対処及び同種の事態の再発防止策を講ずることを行う目的としている。

また、この調査は、民事・刑事・行政上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものではなく、この調査における調査結果が直接法律上の権利義務関係に影響を与えるものではない。

(2) 平時からの備え

前述のとおり、重大事態は、重大な被害等の「疑い」の段階を言い、この段階から調査の実施に向けて動き出すことが求められていることから、重大事態が発生した場合に、迅速かつ適切に対応することができるよう平時から備えておくことが必要である。

そのために、年度初めの職員会議や校内研修等において、法や市の基本方針、自校の基本方針について説明し、重大事態とは何か、重大事態に対してどう対処すべきか全ての教職員が理解できるようにする。

また、前述のとおり、重大事態の調査主体が学校となる場合に、拡大学校対策委員会が調査組織として調査を行う役割を担うことから、実際に重大事態が発生した場合を想定して、各教職員が適切に役割分担を行い、機能するような体制を構築するようにする。

(3) 重大事態に対する学校及び学校の設置者の基本的姿勢

重大事態が発生した場合には、自らも調査対象であるとの認識をもちながら、主体的に調査に取り組む。そのためには、「なぜ本校でこのような事態が発生したのか」、「このような事態になったのはこれまでの学校の対応にどのような課題があったのか」等の視点を持ち、自らの対応にたとえ不都合なことがあったとしても、事実関係を明らかにして、自

らの対応を真摯に見つめ直し、再発防止策を確実に実践していくという姿勢で取り組む。
対象児童・保護者に対しては、詳細な調査を行わなければ全容は分からないということ
を第一に認識し、軽々に「いじめはなかった」、「学校に責任はない」等の判断を行わない。
また、重大事態調査中も対象児童・関係児童の学校生活が続いていることから、対象児
童の見守りや心のケア、関係児童に対する指導及び支援に継続して取り組む必要がある。
校内体制を分けるなど重大事態調査と並行して児童に対する対応が疎かにならないよう注
意する。

対象児童・保護者が重大事態調査を望まない場合には、調査方法や進め方の工夫により
柔軟に対応する。例えば、対象児童・保護者が希望する場合には、調査の実施自体や調査
結果を外部に対して明らかにしないまま行うことや、関係児童等への聴き取り等を行わ
ず、学校の記録の確認等から事実関係を整理し、再発防止策の検討を行うなどにより調査
を進めることが考えられる。また、調査報告書を公表しないことも考えられる。

(4) 重大事態を把握する端緒

重大事態の判断を行うのは、市教育委員会又は学校である。これは、単に特定の教職員
のみによる判断ではなく、市教育委員会又は学校として判断したということであり、市教
育委員会又は学校は、国のガイドライン別添資料1の重大事態として扱われた事例を参考
としつつ、法第23条第2項や法第24条に基づく調査を通じて、いじめにより生命、心身又
は財産への重大な被害が生じた疑い又はいじめにより不登校を余儀なくされている疑いが
あると判断した段階から対応を開始する。

なお、法第23条第2項による調査を通じて事実関係の全貌が十分に明確にされたと判断
できる場合には、重大事態として取り扱い、再発防止策の検討等は行うものの、新たな調
査を行わないことも考えられる。

不登校重大事態については、年間30日の欠席を目安とするが、児童が一定期間連続して
欠席しており、その要因としていじめが考えられるような場合には、欠席期間が30日に到
達する前から、学校と市教育委員会が緊密に連携し、重大事態に該当するか否か丁寧に協
議を行うなどの対応を行うこととする。

2 重大事態発生時の初動対応

(1) 発生報告

重大事態が発生した場合は、市教育委員会に報告を行う。(市教育委員会は、法に基づき
市長まで以下の事由を報告することになる。)

- ・学校名
- ・対象児童の氏名、学年
- ・報告時点における対象児童の状況(いじめや重大な被害の状況、訴えの内容等)

※その時点で把握している事実関係

重大事態が発生した場合には、特に対象児童・保護者等との情報共有が重要であること
から、窓口となる者(教頭等)を決めて、連絡・調整にあたる。あわせて、調査において
必要となる資料の収集・整理に取り掛かる。

具体的には、これまで実施しているアンケートや教育相談の記録、これまでのいじめの
通報や面談の記録、学校対策委員会の会議録、本校がどのような対応を行ったかの記録等
を基礎資料とする。

(2) 調査組織の設置

法において、重大事態調査は市教育委員会又は学校が調査主体となって行うこととされ
ているが、市教育委員会が主体となるか学校が主体となるかは個別の重大事態の状況に応
じて、市教育委員会が判断する。

学校主体となる場合も法第28条第3項に基づき、市教育委員会から指導助言を受け、連
絡を密にしながら調査を実施する。

なお、不登校重大事態は、いじめの詳細な事実関係の確認や再発防止策の検討だけでな
く、対象児童の学校復帰や学びの継続に向けた支援につなげることを調査の目的に位置付
けて調査を行う。

(3) 調査組織の構成

調査組織の構成は、従前の経緯や事案の特性等を踏まえて調査主体において判断する。
対象児童・保護者に対する調査実施前の事前説明での意向も考慮しつつ、公平性・中立性
を確保し、客観的な事実認定を行うことができる体制を検討する。

学校が主体となる場合は、原則として、学校いじめ対策組織方式となる「拡大学校対策
委員会」において調査を行う。(市教育委員会が主体となる場合は、第三者委員会方式と
なる「いじめ問題調査委員会」において調査を行う)

(4) 調査実施前の事前説明

調査の実施前には対象児童・保護者に説明を行い、調査の目的等について共通理解を図
り、調査事項や調査組織の構成等について認識のすりあわせを行う。この説明は原則とし
て調査主体となる市教育委員会または学校が行う。この事前説明は、2段階に分けて行う。
速やかに説明・確認する事項と調査組織の構成等が決まり体制が整った段階で説明する事
項がある。事前説明事項については、国のガイドラインの第7章第2節に記載の事項を基
本とし、いじめの重大事態の調査に関するガイドラインチェックリスト③にて確認する。

＜国のガイドライン第7章第2節（1）対象児童生徒・保護者への説明事項より項目のみ掲載＞

【いじめにより重大な被害又は不登校を余儀なくされている状況を把握し、重大事態に当たると判断した後速やかに説明・確認する事項】

- ① 重大事態の別・根拠
- ② 調査の目的
- ③ 調査組織の構成に関する意向の確認
- ④ 調査事項の確認
- ⑤ 調査方法や調査対象者についての確認
- ⑥ 窓口となる担当者や連絡先の説明・紹介

【調査組織の構成や調査委員等調査を行う体制が整った段階で説明する事項】

- ① 調査の根拠、目的
- ② 調査組織の構成
- ③ 調査時期・期間（スケジュール、定期報告）
- ④ 調査事項・調査対象
- ⑤ 調査方法（アンケート調査の様式、聴き取りの方法・手順）
- ⑥ 調査結果の提供
- ⑦ 調査終了後の対応

重大事態調査を開始する段階で記者会見、保護者会など外部に説明する必要がある際は、その都度、説明内容を事前に対象児童・保護者及び関係児童・保護者に伝える（公表する資料がある場合は、主に個人情報保護に係る確認の観点から、事前に文案の了解をとるよう努める。）。

また、自殺事案の場合には、自殺の事実を他の児童をはじめとする外部に伝えるに当たっては、遺族から了解をとる。遺族が自殺であると伝えることを了解されなかった場合や自殺と異なる死因を説明するよう求められた場合であっても、学校が“嘘をつく”と児童や保護者の信頼を失いかねないため、「急に亡くなられたと聞いています」という表現に留めるなどの工夫を行う（「事故死であった」、「転校した」などと伝えてはならない。）。

関係児童・保護者に対しても事前の説明が必要である。重大事態調査は関係者の協力を前提とした調査であり、詳細な事実関係の確認を行うためには、関係児童や保護者等の協力が重要である。

基本的には、（4）対象児童・保護者に対する「【調査組織の構成や調査委員等調査を行う体制が整った段階で説明する事項】」について、関係児童・保護者に対しても説明を行い、調査に関する意見があれば聴き取り、必要に応じて調整することもある。

調査結果を取りまとめた調査報告書について、対象児童・保護者に提示、提供、説明を行うことになるので、関係児童・保護者に対し聴き取り調査等の実施前にそのことを説明し、必要に応じて同意を得る。

対象児童・保護者が詳細な調査の実施や事案の公表を望まない場合であっても、重大事態調査を行う必要はあるが、調査方法や進め方の工夫により柔軟に対応できることを丁寧に説明する。

3 重大事態調査の進め方

（1）基本的な調査の流れ

重大事態調査の進め方については、国のガイドライン第8章を参照しつつ、事案の特性や対象児童・保護者等の意向を踏まえつつ調査組織において決定する。基本的な調査の進め方は、国のガイドラインを踏まえ以下のとおりとする。なお、対象児童がしており、自殺又は自殺が疑われる重大事態については、本方針に加えて、背景調査の指針に基づいて行うことが必要である。

＜国のガイドライン第8章 第2節（1）調査全体の流れ（該当箇所抜粋）＞

① 学校の組織体制等の基本情報の把握及びこれまで作成している対応記録等の確認

（調査の初期段階で確認する必要がある文書等）

- ・ 当該学校の生徒指導体制、校務分掌等の組織体制が分かる資料
- ・ 学校いじめ防止基本方針
- ・ 年間の指導計画
- ・ 学校に設置される各委員会の議事録
- ・ 過去のアンケート、面談記録

② 対象児童・保護者からの聴き取り

③ 聴き取りやアンケート調査等の実施

- ・教職員からの聴き取り
- ・関係児童からの聴き取りやアンケート調査の実施
- ・学校以外の関係機関への聴き取り（医療機関、福祉部局や人権関係部局等これまで当該事案に対応していた学校以外の機関があれば聴き取りを依頼（※先方は守秘義務が課されていることが一般的であり、その範囲内での対応となることに留意が必要。また、保護者との相談も必要。））

↓
④ 事実関係の整理（必要があれば追加で聴き取り等を実施）

↓
⑤ 整理した事実関係を踏まえた評価、再発防止策の検討

↓
⑥ 報告書の作成、取りまとめ

（２）調査の進め方に係る留意事項

不登校重大事態の場合について、調査中に対象児童が学校に復帰するなど状況が改善した場合には、学校復帰後の状況や対象児童・保護者の確認の上で、その時点までの事実関係を整理し、再発防止策の検討を行うなど調査方法を工夫しながら調査を進める。

また、重大事態調査の途中で対象児童・保護者から調査をやめてほしいとの要望があった場合も、その時点までの事実関係を整理し、再発防止策の検討を行うなど調査方法を工夫しながら調査を進めることが考えられる。

児童に対する聴き取りを行う場合の留意事項、アンケート調査を行う場合の留意事項等については、国のガイドラインの第８章第２節（３）～（６）に記載があるため、これを参照しつつ、市教育委員会の指導助言も受けながら調査を進める。

また、重大事態調査は、事案によっては１年以上の調査期間を要する場合もある。この間、対象児童・保護者は調査の進捗状況に高い関心をもっており、こうした要望に応えることは調査主体の重要な役割であり、適切に経過報告を行う。丁寧に連絡を取り合うことによって調査が滞っていないという安心感を与えることができ、対象児童・保護者の不安感、不信感の軽減につながる。調査中は、事実関係や再発防止策等が変化するものであり、調査実施中に説明できる範囲は限られるが、調査がどの段階まで進んでいるか、今後のスケジュールなどについて説明する。また、聴き取った内容を調査報告書にまとめる際に、事実関係の認定に係る部分等について「この記載で相違ないか」という視点で報告書を取りまとめる前に記載のある児童・保護者に対して確認をとることも考えられる。

（３）調査報告書の作成

重大事態調査の調査報告書に盛り込む標準的な項目や記載内容の例については国のガイドライン第８章第３節（１）に記載されている。具体的に何を調査するかという調査事項については、事案の特性や対象児童等の意向も考慮しつつ、最終的には調査組織において決定する。

事実関係の確認・整理に当たっては、国のガイドラインに基づき、調査で把握した情報を「事実関係が確認できるもの」と「確認できなかったもの」に分けるなどして時系列に整理してまとめる。

ただし、調査結果をまとめるにあたり、事実関係がはっきりしない、いじめ行為を特定できない場合等には調査の過程や調査によって明らかになった範囲での事実関係等を記し、それ以上のことは本調査では分からなかったことを明記する。事実関係が確定していないものについては断定的な表現を避ける。

対象児童の重大な被害等といじめとの関係性について、直接的な因果関係等の説明が難しい場合であっても、いじめが重大な被害等に何らかの影響を及ぼしたことの認定を丁寧に行うことが重要であり、重大な被害等といじめとの関係性について何らかの影響があった旨を詳細に記載することが考えられる。

事実関係を把握し、対象児童への対応・支援の方策、（いじめが認められた場合の）加害児童への指導及び支援の方策について検討し、取りまとめる。

上記事実関係の整理を踏まえて、当該事案に対する学校及び市教育委員会の対応や当該事案の背景として考えられる学校等の組織的問題点について検証し、課題を整理する。

この際、本調査の目的は、民事・刑事・行政上その他の争訟等への対応を直接の目的としたものではなく、対象児童の尊厳を保持するため、再発防止策を講ずることにあることに留意する。

4 調査結果の説明・公表及び調査結果を踏まえた対応

(1) 調査報告書の説明

法第28条第2項に基づき、対象児童・保護者に調査に係る情報提供及び調査結果の説明を行うことが求められる。

調査結果の説明は、調査報告書本体又は概要版資料を提示又は提供し、調査を通じて確認された事実関係（いじめ行為がいつ、誰から行われ、どのような態様であったか、学校がどのように対応したか）、学校及び学校の設置者の対応の検証、当該事案への対処及び再発防止策について説明する。

いじめを行った児童等のプライバシーや人権に配慮して説明を行う必要があるが、いたずらに個人情報保護を盾に説明を怠ることはあってはならない。

また、調査結果の説明の際に、市教育委員会が市長に調査結果の報告をする際、対象児童・保護者からの所見書を併せて提出できることを説明する。

対象児童及び保護者と事前に説明した方針に沿って、いじめを行った児童・その保護者に対しても調査報告書の内容について説明を行う。

(2) 調査報告書の公表

公表するか否かについては、市教育委員会と協議の上、当該事案の内容や重大性、対象児童生徒・保護者の意向、公表した場合の児童生徒への影響等を総合的に勘案して、適切に判断することとなるが、特段の支障がなければ公表することとする。

(3) 調査結果を踏まえた対応

重大事態の対応は、調査を行って終了ではない。調査報告書の内容を踏まえ、対象児童が重大な被害を受けている場合には、心のケアや安心した学校生活を送ることができるようになるための支援を行う。対象児童が不登校となっている場合には、学びの継続に向けて、家庭や専門家等と連携して学習支援や登校支援を行う。

いじめを行った児童に対しては、当該児童が抱える課題や家庭環境、事案の内容を踏まえ、成長支援の観点から保護者とも連携しつつ指導支援を行う。対象児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、法第23条第6項に基づき、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

調査報告書の内容及び提言された再発防止策について、真摯に受け止め、いじめの防止及び早期発見・早期対応及び組織的対応の徹底などこれまでの対応の見直し、再発防止策の確実な実施に取り組む。

第5 いじめ防止全体構想

戸田市立喜沢小学校 いじめ防止全体構想

基本認識

「いじめはどの学校・学級でも起き得る」「いじめは、重大な人権侵害であり、絶対に許される行為ではない」という基本認識に立ち、本校に在籍する全児童が、安心・安全な学校で、「明るく楽しい学校生活」を送ることができるよう、いじめ根絶に向け、全教職員が共通理解をもって、全力で教育活動に取り組む。

〔学校対策委員会〕

〈目的〉いじめの未然防止、早期発見、早期解決等に関する措置を実効的に行う。

〈構成員〉管理職・主幹教諭（教務主任）・生徒指導主任・養護教諭・道徳主任・人権教育主任・教育相談部主任・学年主任・担任・（スクールカウンセラー）（スクールサポーター）

全教職員共通理解の下組織的に対応

未然防止	早期発見	早期解決
道徳教育をはじめとする教育活動全体を通じて、いじめをしない、させない、許さない風土づくりに努めていく。また、いじめの背景にあるストレス等の要因に着目し、その改善を図り、ストレスに適切に対処できる力を育むようにする。 ＜未然防止に関する取組＞ （「3つの大切」を基に） ・規範意識を高める児童の自発的な取組 ・児童が主体的に参画するいじめの防止に向けた方策の議論や、実行する取組の推進 ・考え、議論する道徳教育を中心とした教育活動全体を通して、いじめが重大な人権侵害に当たり、決して許されないことを児童に理解させる指導の充実 ・学ぶ喜びを味わえる授業の充実と学力の向上 ・望ましい人間関係の形成を目指した豊かな体験活動の推進（宿泊体験活動、異学年交流等） ・インターネット等を介したいじめ防止に関する情報モラル教育の充実・徹底 ・人権尊重の意識を高める人権教育や相談施設の周知等 ・個々の児童の特性への教職員の理解促進と、特性に応じた適切な指導 ・教職員、児童、保護者等の外国人児童等に対する理解促進 ・性同一性障害や性的指向・性自認等のジェンダーについての教職員の正しい理解	ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階からの確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、積極的にいじめを認知するようにする。 「さ・し・す・せ・そ」の徹底 （さ）最悪の事態を想定し （し）慎重に （す）素早く （せ）誠意をもって （そ）組織で対応 ＜早期発見に関する取組＞ ・児童理解、信頼関係づくり ・いじめに関する定期アンケートの実施 ・相談窓口・相談機能の充実と教育相談の実施（さわやかトークタイム・SCとの教育相談） ・外部専門機関等との連携 ・教職員同士の情報共有 ・管理職及びいじめ問題等対策委員会への報連相 ・教職員の研修	いじめを受けた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を最優先に確保し、いじめたとされる児童や周囲の児童に対して事情を確認した上で、適切に指導を進める等、迅速かつ組織的に対応を行う。 ＜いじめ事案への対応に関する取組＞ ・実態把握から解消までの組織的な対応 ・被害児童への支援 ・加害児童への指導 ・保護者との連携 ・周囲の児童への指導 ・教育委員会との連携 ・家庭や地域との連携 ・関係機関との連携

インターネットを通じて行われるいじめの対策

- 1 児童に対して
 - ・総合的な学習の時間や教科等を活用して、情報モラルについての指導
 - ・防犯教室（県警）や民間企業の安全教室等の実施
 - ・ネットモラルDVD等の視聴により意識の深化を図る
- 2 保護者・地域に対して
 - ・防犯教室や講演会への参加を呼びかけ、情報モラルへの意識の向上を図る
 - ・ネットトラブルや被害についての実態を学校運営協議会や懇談会で発信する

重大事態への対応

- 1 被害児童の保護・支援
- 2 加害児童への働きかけ
- 3 いじめ問題等対策委員会による事実調査
- 4 市教委や関係機関との連携
- 5 保護者・地域との連携
- 6 いじめ防止対策推進法に基づく対応

【拡大対策委員会】

管理職・主幹教諭（教務主任）・生徒指導主任・養護教諭・道徳主任・人権教育主任
教育相談部主任・該当学年主任・担任・（スクールカウンセラー）（スクールサポーター）（臨床心理士）（PTA会長）等